

# 社会福祉法人佐渡国仲福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成10年 5月29日制定

(改定 平成12年 3月28日)

(改定 平成13年 5月30日)

(改定 平成16年 3月29日)

(改定 平成17年 3月29日)

(改定 平成28年12月28日)

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐渡国仲福社会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、理事である施設長はこの規程を適用しない。

## (報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、日額8,000円とする。

## (費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

2 第1項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

## (支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法については、やはたの里職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

## 附 則

この規定は、平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成13年5月30日)

この規定は、平成13年8月26日から適用する。

附 則(平成17年3月29日)

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月28日)

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

別表

区 分			区 分	
鉄 道 賃	運賃の等級を2階級以上 に区分する路線	普通旅客運賃	車賃	バス運賃実費
	運賃の等級を設けて いない路線	乗車に要する運賃	日当	島外 2,400 円 島内 2,300 円
船 賃	運賃の等級を2階級以上 に区分する船舶	特二等の運賃	宿泊料 (一夜)	県外 12,000 円 県内 10,000 円
	運賃の等級を設けて いない船舶	乗船に要する運賃		島内 7,000 円
航 空 賃		実費		
備 考	<p>1 東京都及び指定都市内の車賃については、用務日1日につき定額2,000円とする。</p> <p>2 島外日帰り出張の場合は、日当に2,300円を加算する。</p> <p>3 島外出張で旅行（水路）が早朝及び深夜にかかる場合は、それぞれ日当に2,300円を加算する。</p> <p>4 新潟市内に旅行する場合の車賃の額は、用務日1日につき1,500円とし、バス実費の規定は適用しない。</p>			